

マイナンバーカード 受取方法のお知らせ

- カードは申請してから出来上がるまで **1か月程度**かかります。
- お渡し準備ができましたら**受取案内の封書(交付通知書)**をお送りします。
- 交付通知書は、住民票の住所に「**転送不要**」郵便でお送りします
郵便局の転居・転送サービスや郵便局留・郵便私書箱をご利用の場合は配達されません。ただし、「入所・入院」「自宅改築(新築)中」「罹災」のいずれかを理由に転送サービスを利用中の方は、「転送希望届」と「理由が確認できる資料」を提出いただくことで、通常の郵便物（転送可能）としてお送りします。詳しくは松山市ホームページ又は下記連絡先までお問合せください。

カードの受取手続場所

松山市マイナンバーカードセンター

場 所 **いよてつ高島屋 南館 1 階** ※支所では手続できません
(松山市湊町 5 丁目 1 番地 1)

※駐車料金の助成はありませんので、公共交通機関をご利用いただくか、
ご利用の駐車場で受けられる民間のサービスをご活用ください。

業務時間 **午前 10 時～午後 7 時** ※最終受付は午後 6 時 45 分

※休業日※ ▶毎月第 3 土曜日の翌日曜日 ▶年末年始 ▶その他メンテナンス等による臨時休業日あり
令和 8 年は 1 月 1 日・2 日・3 日・4 日・18 日、2 月 22 日、3 月 22 日、4 月 19 日、5 月 2 日・17 日、6 月 21 日、
7 月 19 日、8 月 16 日、9 月 20 日、10 月 18 日、11 月 22 日、12 月 20 日・29 日・30 日・31 日

電話番号 **089-907-0810**

本人が 15 歳未満又は、成年被後見人・被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合、

親権者又は、成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人が選任した復代理人による受取手続ができます。

⇒ (復代理人と本人の 2 名で来る場合) **別紙 1 - ㊶** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、
お越しください。※**必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)**

⇒ (復代理人のみが来て、本人が来ない場合) **別紙 1 - ㊷** 「受取手続に必要なもの」を全てご準備の上、
お越しください。※**必要書類は全て原本が必要です。(コピー不可)**

受取手続に必要なもの（復代理人と本人の 2 名で来る場合）

① 交付通知書	別紙 <u>交付通知書の記入例</u> を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
② 復代理用の委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③ 通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2 回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④ 本人の本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】 マイナンバーカード 【B2 点の例】 資格確認書 + 各種医療費受給資格証
⑤ 復代理人の本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A1 点又は B2 点をお持ちください。 【A1 点の例】 マイナンバーカード 【B2 点の例】 資格確認書 + 年金手帳
⑥ 法定代理人が法定代理人であることを確認できるもの	◆ 本人が 15 歳未満の場合は、 <u>本人の戸籍謄本</u> (本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。) ◆ 本人が成年被後見人の場合は、 <u>登記事項証明書</u> ◆ 本人が被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合は、 <u>登記事項証明書の代理行為目録</u>
⑦ (2 回目以降のカード受取の方のみ)	◆ マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000 円)になります。 ◆ 手数料 1,000 円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。

受取手続に必要なもの（復代理人のみが来て、本人が来ない場合）

① 交付通知書	別紙 <u>交付通知書の記入例</u> を参考に、法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。窓口で回収します。
② 復代理用の委任状	法定代理人から復代理人へカード受領の権限を委任する旨を明記する委任状です。 法定代理人が記入した状態で、窓口へお持ちください。
③ 通知カード	窓口で回収します。紛失した方は窓口でお申し出ください。 2 回目以降のカードの受取の方や届いていない方は不要です。
④ 本人の本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A 2 点又は A 1 点 + B 1 点又は B 3 点（B 3 点のうち、1 点は顔写真入り（例：顔写真入りの学生証や、法定代理人が作成した顔写真証明書）が必要）をお持ちください。 【A 1 点 + B 1 点の例】マイナンバーカード + 各種医療費受給資格証 【B 3 点の例】資格確認書 + 各種医療費受給資格証 + <u>顔写真証明書</u>
⑤ 復代理人の本人確認書類	別紙 <u>本人確認書類の例</u> を参考に A 2 点又は A 1 点 + B 1 点（官公署発行の顔写真付きの本人確認書類の A が 1 点以上必要）をお持ちください。 【A 2 点の例】マイナンバーカード + 運転免許証 【A 1 点 + B 1 点の例】マイナンバーカード + キャッシュカード
⑥ 法定代理人が法定代理人であることを確認できるもの	◆ 本人が 15 歳未満の場合は、本人の戸籍謄本 （本人の本籍が松山市にあるか、本人と法定代理人が同一世帯の場合は省略できます。） ◆ 本人が成年被後見人の場合は、登記事項証明書 ◆ 本人が被保佐人・被補助人・任意被後見人の場合は、登記事項証明書の代理行為目録
⑦ (2 回目以降のカード受取の方のみ)	◆ マイナンバーカード…窓口で回収します。お持ちでない場合は有料(1,000 円)になります。 ◆ 手数料 1,000 円(現金のみ)…本人の責めによる紛失等の場合や前回のカードが回収できても、転入後の継続利用手続をしなかったこと等による再交付の場合は、有料です。

本人確認書類の例

A

官公署発行の顔写真つきのもの

※下記 A の本人確認書類で顔写真がないものは、
B の本人確認書類になります。

- マイナンバーカード
※本人(15歳未満又は成年被後見人)の本人確認書類として使用する場合のみ、在留期間の定めのある外国人を除き、券面に印字された有効期限満了により失効したマイナンバーカードを本人確認書類として使用可(その他の理由で失効したマイナンバーカードは使用不可)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
(平成24年4月1日以降交付のもの)
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書

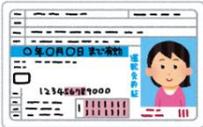
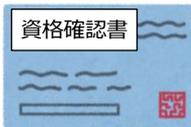
B

その他

- 資格確認書
 - 子ども医療費受給資格証 (うすむらさき色)
 - 介護保険被保険者証
 - 重度心身障害者医療費受給者証 (みどり色)
 - ひとり親家庭医療費受給者証 (ピンク色)
 - 母子健康手帳 (子どもの本人確認用)
 - 生活保護受給者夜間・休日用医療受給証
 - 年金手帳、年金証書
- ↓以下の物は、本人の本人確認として使用する場合のみ、B2点とすることができます↓
- 社員証、学生証 (学年表示があるものは該当年度のもの、
ないものは在学中のものに限る)
 - 預金通帳、キャッシュカード
(通帳とキャッシュカードでB2点とする場合は異なる金融機関のものが必要です)
 - 顔写真証明書(法定代理人が作成)
 - 児童相談所発行の受診券

注意 コピーは不可。有効期間があるものは、有効期間内のものに限りです。

(復代理人のみが来て、本人が来ない場合) の④本人の本人確認書類の例

<p>運転免許証</p>  <p>資格確認書</p>  <p>A1点とB1点 (A2点も可) の例</p>	<p>資格確認書</p>  <p>通帳</p>  <p>学生証</p>  <p>B3点 (うち1点は顔写真付きのもの) の例</p>
<p>資格確認書</p>  <p>医療受給証</p>  <p>顔写真証明書</p>  <p>B3点 (うち1点は顔写真証明書) の例</p>	<p>←法定代理人が作成した「顔写真証明書」を 顔写真入りのB1点として使えます。</p>

委任状

令和 年 月 日

松山市長 へ

復代理人 窓口へ来る人	住所	
	氏名	
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日 西暦

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

交付申請者 15歳未満の者 又は 成年被後見人 被保佐人 被補助人 任意被後見人	住所	松山市
	氏名	
法定代理人 親権者 又は 成年後見人 保佐人 補助人 任意後見人	住所	
	氏名	

記入例

委任状

令和 7 年 12 月 5 日

松山市長 へ

復代理人 窓口へ来る人	住所	松山市〇〇町〇丁目〇番〇号
	氏名	愛媛 三郎
	生年月日	明治・大正 昭和・平成 12 年 3 月 4 日 西暦

上記の者を代理人と定め、交付申請者のマイナンバーカードの受取権限を委任します。

交付申請者 15 歳未満の者 又は 成年被後見人 被保佐人 被補助人 任意被後見人	住所	松山市 △△町△丁目△番△号
	氏名	松山 花子
法定代理人 親権者 又は 成年後見人 保佐人 補助人 任意後見人	住所	松山市△△町△丁目△番△号
	氏名	松山 太郎

※成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人は、
登記事項証明書の住所を記入してください。